

② 外出を支援するサービス【問い合わせ先】健康長寿課高齢者担当

○ 高齢者等外出支援事業

在宅で生活する、満75歳以上の運転免許証を有していない方、また、74歳以下で、歩行が不自由でバス・電車の利用ができない高齢者がタクシーを利用して外出する場合に、その料金の一部を助成します。

【対象者】在宅で生活し、下記①②のいずれかに当てはまる方

① 満75歳以上の運転免許証を有していない住民の方

② 74歳以下で心身の機能の低下により、バス・電車の利用ができない方で、下記のどちらかに当てはまる方

*要介護認定又は要支援認定を受けている方

*満65歳以上であって、基本チェックリストを実施し、事業対象者と認められた方

【支給内容】利用決定月分から翌年3月分まで、利用券を一月あたり6枚交付します。タクシー利用の際に利用券を乗務員へ渡して下さい。

【利用者の負担金】初乗り運賃を助成します。

※それ以上にかかった費用については、直接タクシー運転手にお支払いください。



○ 富士吉田市内循環バス特別乗車回数券交付事業

満70歳以上の方を対象に市内を循環しているタウンスニーカーの回数券を交付します。

【対象者】満70歳以上の住民の方

【支給内容】回数券100枚を交付（有効期限なし）

【申請に必要な物】・本人確認のための書類

（健康保険証・マイナンバーカード等）

※オンライン申請もできます



電子申請

